

## 令和元年度 財政援助団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団  
市民文化部市民生活課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和2年1月15日

### 監査の結果（指摘事項）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

<p>(1) 事業計画の変更について 各費目において増減率が20パーセントを超える場合は、「変更の理由」及び「変更の算出根拠」を記載した変更承認申請書を提出し、承認を受ける必要がある。平成31年3月30日付け補助金計画変更承認申請書を提出しており、同申請書には、変更内容及び「変更の理由」が記載されているが、「変更の理由」として具体的な説明が欠けており、また、「変更の算出根拠」が記載されていない。不備のない適切な事務処理を行うこと。</p>	<p>【措置済】 令和2年 5月 7日 変更後の事業計画について「変更理由」の具体的な説明及び「算出根拠」を記載し、申請書の修正を行った。今後、申請内容に変更が生じた場合には、四日市市国際化事業費補助金交付要綱に基づき、変更申請を行うとともに、変更理由及びその根拠についても具体的に記載し、適切な事務処理に努める。</p>
---	---

#### 【市民文化部市民生活課】

<p>(1) 補助金交付事務について 補助金交付決定及び補助金額確定に係る起案文書において、文化まちづくり財団が市（市民生活課）から委託を受けた「平成30年度外国人市民向け情報提供事業」について、その経費（人件費等）を補助対象経費に含めていた。委託事業に係る経費については、補助対象経費と区別して記載すること。</p>	<p>【措置済】 令和2年 6月22日 補助金交付決定及び補助金額確定に係る起案文書において、文書補正を行い、平成30年度外国人市民向け情報提供事業に係る委託経費について、補助対象経費と区別して記載した。</p>
<p>(2) 文書管理について 文化まちづくり財団より提出された当該補助金に係る書類について、不適切な事例が見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに、決裁の際にも適切に内容を審査すること。</p>	<p>【措置済】 令和2年 5月 7日 文化まちづくり財団から、令和2年5月7日付で「変更理由」の具体的な説明及び「算出根拠」が記載された書類を受領した。補助金交付申請書（変更申請書を含む。）を受領したときはその内容を厳正に審査し、不備があれば申請者に対しその補正を促す指導を行うことを改めて徹底した。</p>

<p>(3) 補助事業と市営中央駐車場の料金無料措置について</p> <p>全ての四日市国際交流センター利用者の同駐車場の利用料金について、市民生活課は、「同センターが行う事業は本市が行う多文化共生施策の一環である」との理由により、同駐車場を所管する道路管理課から市民生活課に貸し出された割引認証機を同センターに配置し、無料としている。駐車料金や割引認証機の取扱いについて、道路管理課と市民生活課との認識の相違があり、関係例規の解釈についても不明確であるため、利用者の公平性が保たれるよう、関係各課と改めて協議を行い、早急に必要な措置を講ずること。</p>	<p>【 検討中 】 令和2年 6月27日</p> <p>四日市市駐車場使用条例等の関係例規との整合を図り、適正な運用へと見直すため、現在、同センターが実施する事業について、①市が実施すべき事業、②市の支援が必要であるが、財団が主体となって実施すべき事業、③その他の事業について、文化まちづくり財団と協議しながら整理している。</p> <p>また、駐車料金についても、事業の整理とあわせて、負担のあり方について見直し、関係機関と協議を進める。</p>
	<p>【 検討中 】 令和2年10月20日</p> <p>これまで、道路管理課から市民生活課に貸し出された割引認証機を使用し、無料化処理を行っていた四日市国際交流センター利用者の駐車料金について、文化まちづくり財団と協議を行い、令和2年11月以降のセンター利用者の駐車料金を同財団が負担するよう調整している。</p> <p>また、同センターが実施している国際化事業のうち、市が実施すべき事業について、令和3年度以降は補助事業から委託事業へと見直すとともに、これらの事業にかかるセンター利用者の駐車料金の負担のあり方について、文化まちづくり財団と協議を行っている。</p>

## 令和元年度 財政援助団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査  
 2 監査対象 公益財団法人四日市市文化まちづくり財団  
 市民文化部市民生活課（財政援助に関する事務の所管所属）  
 3 監査実施期間 令和2年1月15日

### 監査の結果（意見）

### 措置（具体的内容）・対応状況

#### 【公益財団法人四日市市文化まちづくり財団】

<p>(1) 国際交流・多文化共生の推進について                  ア 国際交流・多文化共生の推進のため、主に四日市市役所北館内の四日市国際交流センターにおいて、市民対象のイベントや日本語学習支援等の事業を行っているが、現在、市内のあらゆる地区に外国人市民が居住する状況に応じて、市民文化部と連携し、地区市民センターなど市内各地区に出向いて事業を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 検討中 】 令和 2年 9月27日                  市民文化部と連携して、市内に居住する外国人の状況を把握するとともに、市内各所において国際交流・多文化共生推進のイベントなどの事業開催を検討する。</p>
	<p>【 措置済 】 令和 3年 3月27日                  新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、国際交流センターの外へ出向いての事業は実施できなかったが、笹川中学校および朝明中学校から、総合学習への外国人講師の派遣依頼があり、計7名の講師を派遣し、生徒たちへの国際交流・多文化共生の推進を図った。                  また、各地区に出向いた事業とは異なるが、市内各地区に外国人市民が居住している状況を踏まえ、日本語学習のために国際交流センターに来館した外国人市民に対し、自身が住むエリアの防災マップを使った防災教育事業を実施した。                  なお、市民文化部と検討を重ねた結果、令和3年度から「日本語学習支援事業」および「外国人市民向け相談事業」が市から当財団への委託事業となり、市民文化部と連携して市内各地区に出向いて、巡回型の日本語学習支援事業を行う。</p>

<p>イ 物価や社会情勢の変化があるにもかかわらず、補助金額や事業内容について過去のものとなり変わっておらず、変化がない。市内の外国人市民が増えている状況の中、市民全体にとってより利益になるような有効な事業を行うなど、市民福祉が向上するように絶えずブラッシュアップしていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月27日 外国人市民が増加している状況を踏まえ、新たな事業を検討するとともに、既存の事業についてもブラッシュアップしていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 3月27日 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、日本語学習を対面だけでなく、オンラインでも実施することで、センターに来ることができない外国人市民の要望に応えた。また、より多くの市民に参加してもらえるよう、オンラインで日本文化探訪講座・コーヒーブレイクに取り組んだ。 引き続き、利用者の声を聴きながら、市民の利益に繋がる事業を検討していくとともに、既存の事業についても、見直しを含めてブラッシュアップしていく。</p>
<p>ウ 現在、無償ボランティアにより日本語学習支援を行っているが、無償ボランティアだけでは限界があると考えられるので、有償ボランティアの活用も検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 令和 2年 8月20日 日本語教育能力検定試験合格者や日本語教師養成講座修了者などの有償ボランティアの活用を検討したが、有資格者による日本語学習支援活動になると学習者の受講料の負担が増すことになる。多くの学習者を受け入れるため無償ボランティアを継続し、各種研修会などでボランティアの指導力向上に努める。</p>
<p>エ これから取り組みたいと考える事業について、市が補助金額の算定について十分に検討できるよう、市の予算編成の前段階から、市へプレゼンテーションを行っていくこと。【要望事項】</p>	<p>【 継続努力 】 令和 2年 9月27日 令和3年度に取り組みたい事業について、市の予算編成の前段階に市民文化部へ説明を行っていく。</p> <p>【 措置済 】 令和 3年 3月27日 令和3年度に取り組みたい事業について、令和2年9月以降、市民生活課に事業提案を行い、日本語学習支援事業や行政相談等については市からの受託事業とし、財団は、国際化事業として、市民の国際理解や多文化共生に関する意識づくりなどについて取り組んでいくことを確認し、令和3年度補助金予算について協議した。</p>

【市民文化部市民生活課】

<p>(1) 補助金交付事務について 補助金の支払いについて、2回に分割して概算払を行っているが、それぞれの支払いの時期及び金額の根拠が起案文書において明らかにされていなかった。補助金交付の相手方に対して資金計画書の提出を求めるなどして、支払いの時期及び金額の根拠を明確なものとし、それを起案文書に記録すること。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 3月19日 四日市市国際化事業費補助金交付要綱の一部改正を行い、概算払いの時期及び金額の根拠を明確にした。</p>
<p>(2) 本部経費の事業費認定について 文化まちづくり財団から、同財団の平成30年度当初予算編成後に、本部経費の一部を補助対象事業に追加計上するとの内容の補助金計画変更承認申請書が提出され、それを承認しているが、変更の理由や変更に係る財源等について、正確で理論的に説明できるようにしておくこと。【要望事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 6月22日 平成31年3月31日付の決裁文書である「平成30年度四日市市国際化事業費補助金交付に係る額の確定」について、文書補正を行うとともに、変更の理由や変更に係る財源等を明確にした。</p>
<p>(3) 補助対象経費の認定について 国際交流事業等に要する経費に対して補助金をどれだけ交付するかについては、市としてやるべきことと文化まちづくり財団としてやるべきことを整理して、補助対象を具体的に限定するなど、市と同財団の双方でルール化を図ること。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月27日 市としてやるべきこと、文化まちづくり財団としてやるべきことについて、委託事業もしくは補助金事業という考え方を含め、文化まちづくり財団と協議を行いながら整理をしている。</p>
	<p>【措置済】 令和 3年 3月27日 市が積極的に取り組むべき、日本語学習支援事業や行政相談を委託事業とするとともに、市民の多文化共生に関する意識づくりや外国人市民との交流機会など市の多文化共生に対する取組みを補完するものを補助事業として整理した。</p>
<p>(4) 地域の外国人市民への対応について 地域において、日本語が理解できないなどの理由により、孤立を感じている外国人市民が多数存在するため、自治会や地区市民センターを所管する市民文化部が主導して対応を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【継続努力】 令和 2年 9月27日 外国人市民向け生活オリエンテーションや多文化共生サロン、また企業訪問や出前講座等において、引き続き、日本語学習の啓発を行うとともに、自治会等と連携して、地域行事への参画を促していく。</p>
	<p>【措置済】 令和 3年 3月27日 令和3年度、文化まちづくり財団への委託事業において、市内4か所（予定）で日本語教室を開催し、外国人市民がより身近な場所で日本語学習や相談ができる環境を整備する。</p>

令和元年度 財政援助団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 株式会社水貝製作所  
商工農水部商工課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和2年1月15日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【株式会社水貝製作所】

特になし

【商工農水部商工課】

<p>(1) 補助対象要件の確認について 当該補助金交付申請における交付決定のための審査において、補助金交付要綱第1条の「交付目的」、第3条の「対象者」及び別表第1の「補助対象事業の採択基準」をすべて満たしているかについて、市が十分調査、確認を行ったうえで適正な判断がなされたとは言い難い。特に、第3条において、対象者は「主たる事業所を市内に有して1年以上事業を営んでいる中小製造業者」と規定されているが、「主たる事業所」の概念が明確にされておらず、新技術・新製品の研究開発業務や新製品の製造事業所等の事情も加味して「主たる事業所」に該当するかを判断すべきであるという見解もあるが、当該交付団体の本市における技術研究所を「主たる事業所」と認定するには、法的な解釈において重大な疑義がある。補助対象者の認定に係る判断に支障を生じないように、補助金交付要綱の文言の明確化を図ること。</p>	<p>【措置済】 令和2年6月27日 補助金交付要綱第3条の「対象者」については、補助対象者の認定に係る判断に支障が生じないように、補助金交付要綱第2条の「定義」において、主たる事業所の定義を「国内における従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している事業所」、主たる研究所の定義を「国内において研究開発に従事する従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している拠点」とし、補助金交付要綱の文言を明確化した。 また、補助金交付要綱第8条の規定に基づき、四日市市新規産業創出研究会の報告を踏まえた上で、第1条の「交付目的」、第3条の「対象者」及び別表第1の「補助対象事業の採択基準」をすべて満たしているかについては、十分に調査・確認し、交付の可否を決定することとした。</p>
<p>(2) 補助金交付事務について 補助金交付決定に係る起案文書において、補助金交付要綱第3条の「対象者」に該当する旨の記載、また、第4条第1項の「補助対象事業」及び別表第1の「補助対象事業の採択基準」に該当するかどうかの明確な記載がなかった。補助金交付要綱の規定に則り補助金交付決定に係る審査を行っていることを起案文書において明らかにすること。</p>	<p>【措置済】 令和2年6月27日 令和2年度の補助金交付決定に係る起案文書においては、補助金交付要綱第3条の「対象者」に該当する旨の記載、また、第4条第1項の「補助対象事業」及び別表第1の「補助対象事業の採択基準」に該当する旨の記載を行うこととした。</p>

令和元年度 財政援助団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 株式会社水貝製作所  
商工農水部商工課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和2年1月15日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【株式会社水貝製作所】

特になし

【商工農水部商工課】

<p>(1) 四日市市新規産業創出研究会における「審査」について                  交付決定のための手続について、次のとおり問題点が存在するので、改善を図ること。【改善事項】                  ア 同研究会の設置要綱に、補助事業の審査を行うことが規定されておらず、また、委員の構成が、審査対象となった分野の技術的な専門性を担保できるものかどうか疑問がある。                  イ 補助金交付要綱第8条に、交付決定のため「学識経験者、民間研究者等の専門家から意見聴取することができる」と規定されている。この意見聴取の場としての同研究会において、独創性、新規性、成果の社会貢献等の項目から点数化が行われ、その推薦結果が事実上の採択結果となっている。                  ウ 研究結果は記録として残されているが、議事録として整理されておらず、透明性に欠ける。</p>	<p>【措置済】 令和2年7月6日                  同研究会の設置要綱において、第2条に研究会の「所掌事務」として、補助金の意見聴取に関することを規定するとともに、第3条に「意見」として、研究会において審査した結果を、意見として市長に報告することを明記した。                  また、研究会の委員については、学識経験者、民間・産業支援機関研究者、民間・産業支援機関職員を任用しており、研究会では、各委員の専門的な知見により、独創性・新規性、社会貢献性、成果の実現見込み、技術的能力・経営能力の4つの観点から総合的に協議及び採点を行っている。市は研究会から、意見として研究結果の報告を受けており、当該補助金の交付決定については、研究会の研究結果を踏まえて、市で審査することにより決定している。                  なお、令和2年度の研究会より、集約した意見の作成だけでなく、議事録を作成し、一層の透明性の確保に努めている。</p>
<p>(2) 補助対象事業の採択基準について                  補助金交付要綱別表第1の「補助対象事業の採択基準」として、独創性、新規性、成果の社会貢献等が求められ、さらに成果が補助年度内に十分見込めることが求められている。しかし、成果をそのような短期間に求めることには無理があるので、採択基準の妥当性について検討すること。                  【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和2年4月1日                  補助金交付要綱第6条の「交付申請」において、申請する事業が翌年度も実施されると見込まれる場合は、翌年度において本事業に係る交付申請ができるものとし、2か年かけて計画的に実施されることで事業成果が認められる事業も対象とした。</p>

<p>(3) 補助対象経費の明確化について 補助金交付要綱別表第2の「補助対象経費」として、機械工具費及びその設置に関する経費が認定されているが、消耗品費は記載されていない。機械工具に付属する消耗品等についても、その購入経費が認められるのかどうかを、明確にしておくこと。【改善事項】</p>	<p>【措置済】 令和 2年 4月 1日 補助金交付要綱別表第2の「補助対象経費」において、機械工具費に機械又は工具の試作、改良に要する経費及び機械又は工具の購入、借用、据付、又は試運転に要する経費を規定するとともに、原材料・部品等購入品費に研究開発にかかる原材料及び副資材の購入に要する経費を規定することで、付属する消耗品等の購入経費も対象となることを明文化した。</p>
---	---